

# 消防職員に対する市内居住制限の緩和について（検討）

## 1 結論

消防職員に対する市内居住制限（多治見市消防職員服務規程第6条）について、人口減少が進む中で優秀な人財を確保するため、消防本部庁舎からの移動距離が25km圏内まで緩和する。

## 2 経緯

消防職員は、夜勤明けの非番日及び公休（週休）日であっても、火災等の災害時は招集連絡により即時に勤務先に参集し、発生している災害の対応、及び次災害に備えることとしている。このため、採用時に「多治見市在住」を条件とし、在職中は当該制限を原則継続しているが、やむを得ない特別な理由（親の介護、実家の相続など）が生じた場合、「管轄区域外居住承認申請」により、消防長の承認を受けた時は解除できる。

近年、採用試験時の受験資格に本件を記載していることで受験を断念したとの声があり、優秀な人財確保の機会を失している可能性が考えられた。

## 3 新居住制限（緩和の内容）

市域の中心に位置する消防本部庁舎までの移動距離25km以内の居住を認める。ただし、多治見市内に居住する消防職員の割合が6割を下回る場合は、再度、制限を設ける。

### （1）移動距離25kmとする理由

自動車での移動時間が、概ね1時間以内となる目安。

火災等現場活動の交代要員の確保に対し、過去3年間の火災における火勢鎮圧までの平均時間が56分であり、また、BCPにおける初動活動に対応するために参集時間は1時間程度である必要があるため。

### （2）居住地の目安となる市町村（別紙参照）

岐阜県	土岐市、瑞浪市、可児市、美濃加茂市、御嵩町 など
愛知県	春日井市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市 など

## 4 他市消防本部の状況

居住地制限あり	土岐市：非常時の招集に速やかに対応できる地域 瑞浪市：消防本部からの移動距離20km以内 中津川市：概ね1時間以内に参集できること（高速道路不可） 岐阜市：市内在住又は管轄区域境から10km以内 下呂市：市内在住（特例あり） 飛騨市：市内在住
居住地制限なし	恵那市、各務原市、高山市、養老町、春日井市、瀬戸市

## 5 適用の時期等

令和8年4月1日から制限を緩和し、対象は全消防職員とする。

なお、これまでに管轄区域外居住承認申請により承認されている者のうち、緩和によって居住地が認められる範囲内となる者の承認を解除する。

## 6 政策法務委員会（11/12）における検討内容

### （1）緩和を適用することのはずについて

消防職員の職務は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守ることであるため、休暇等であっても参集に応じる必要があり、居住地に関して一定の制限は必要。

### （2）基準を距離で示すこと及びその範囲の妥当性について

①距離を基準とする方が、移動時間にするよりも適切に判定することができる。

②参集時間を念頭におくならば、移動距離はより短い方が確実性は向上する。

### （3）災害対応体制への影響について

多治見市内に居住する職員が6割を超えていれば、現状通り非番日及び公休者が参集することで、現場活動隊の交代要員や次災害への出動体制を確保できる。

## 7 今後のスケジュール

令和7年12月 パブリック・コメント

令和8年1月 規程改正手続き

令和8年4月 運用開始